

治療用装具を購入したときの給付

# 療養費支給申請のポイント

記入誤りや添付書類もれ等で、**申請書をお返すケース**が増えています。スムーズにお支払いをするために、特にご注意いただきたいポイントをお伝えします。

## ▼ 申請書をお送りいただく前にご確認ください ▼

チェック▼

被保険者情報にはお勤めされている被保険者の氏名・生年月日を記入しましたか？

領収書等の添付書類は原本を添付しましたか？

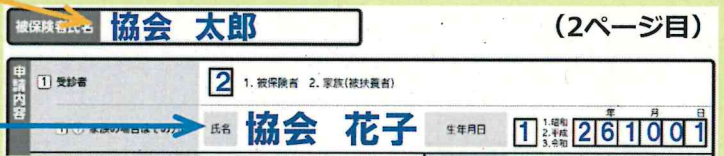
**!** 協会けんぽでは、療養費の支給決定後、ご提出書類の返却はできません。

自治体への医療費助成等の申請時に必要な場合があります。  
提出いただく前に、一式コピーして手元に保管願います。

ケガによる受診の場合、負傷原因届も作成・添付しましたか？

## ! 記入誤り注意

受診者がご家族（被扶養者）の場合も、**お勤めされている被保険者の氏名・生年月日**をご記入ください。



受診者がご家族（被扶養者）の場合は、**ご家族の氏名・生年月日**をご記入ください。

## ! 添付書類もれ注意

ケガによる申請の場合	● 負傷原因届
治療用装具を購入したとき	● 医師による意見および装着証明書の <b>原本</b> ● 領収書の <b>原本</b> (装具の名称・種類および内訳が記載されたもの)

※添付書類は主に必要とされるものを掲載しています。詳しくは申請書記入の手引きでご確認ください。

お問い合わせ先

全国健康保険協会 兵庫支部 業務グループ  
651-8512 神戸市中央区磯上通7-1-5 三宮プラザEAST

電話：078-252-8701  
(音声案内の②を選択してください)